

令和2年度 一般会計予算  
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

(歳入)	市町村交付金（社会保障財源化分）	116,000千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	1,267,438千円

■ 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	379,185	237,174	0	0	24,986	117,025
			3 老人福祉費	214,793	9,701	0	4,498	35,292	165,302
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	291,457	176,269	0	16,240	17,410	81,538
			2 児童措置費	130,750	110,473	0	0	3,568	16,709
	(小計)			1,016,185	533,617	0	20,738	81,256	380,574
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	173,853	49,366	0	0	21,902	102,585
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	19,143	168	0	0	3,339	15,636
			2 予防費	47,031	893	0	2,769	7,631	35,738
			4 母子保健費	11,226	498	0	90	1,872	8,766
(小計)			77,400	1,559	0	2,859	12,842	60,140	
計				1,267,438	584,542	0	23,597	116,000	543,299

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。